

障害基礎年金(20歳前の障害などの) 現況届を忘れずに

障害基礎年金を受けている方のうち、次に該当する方は7月31日(火)までに、現況届を保険年金課年金班または各支所住民室へ提出してください。

○20歳前に初診のある傷病による障害基礎年金を受けている方

○障害福祉年金から移行し障害基礎年金を受けている方
この届けは、受給者やご家族の状態に変化がないか確認し、引き続き年金が支給されるかを決定する、年に一度の大切なものです。

<問い合わせ先>

保険年金課年金班 (☎62-5332)

「ねんきんダイヤル」が変わります

(1)年金の納付および受給等の相談全般窓口

☎0570-05-1165

※IP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

(2)年金見込額試算照会窓口…7月17(火)から

☎0570-08-1165

※IP電話・PHSからは「03-6700-1177」にお電話ください。

受付時間

○月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分
ただし月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時まで

○毎月第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※11月は第2と第4の土曜日・日曜日も受付

※祝日および12月29日から1月3日を除く。

(3)年金記録問題は、24時間、土・日曜日でも対応しています

☎0120-657830

新しい受給者証が届きます ～国民健康保険と老人保健～

○新しい高齢受給者証が届きます

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方の高齢受給者証が、8月1日から新しくなります。7月下旬に郵送しますので、確認をお願いします。

○自己負担割合が変わる方に新しい老人医療受給者証が届きます

老人保健に該当される方の自己負担割合は、前年の収入を基に判定されますが、前年と負担割合が変わる方には7月下旬に新しい老人医療受給者証を郵送しますので、確認をお願いします。

※負担割合が変わらない方は、現在お持ちの老人医療受給者証を続けてご使用ください。

○減額認定証の申請を忘れずに

国民健康保険と老人保健では、住民税非課税世帯の方が入院したときの、食事代や医療費を減額する制度があります。申請し、認定されると減額認定証が発行され、申請した月の1日から有効になります。原則として、さかのぼっての認定はできませんので、申請漏れのないようご注意ください。

なお、現在使用している減額認定証は7月31日で期限が切れますので、再度申請が必要です。

<問い合わせ先>

保険年金課国民健康保険班 (☎62-5331)

老人保健班 (☎62-5882)

健康メモ

《思春期》は 自分探しの旅立ちのとき

思春期は、小学校高学年から中学、高校生くらいまでの間のことをいいます。この時期は、それぞれの性をもつ人間として自分自身を自覚し、大人へと自立していく時期といわれています。将来自分は何になるんだろう？親や先生ってどうしてこんなにいるさいの？自分のイイところってどこ？イヤなところってどこ？などを考えながら、自分探しをしています。

地域においては、少子化の進む中で、子ども同士のふれあいが減少し、不登校や引きこもりなど、子どもたちの成育にもさまざまな問題が起きている。

家庭や地域の子育て機能の低下については、その要因の一つとして、子どもが思春期までに、自分より小さい子とかかわらずに親になる、ということが挙げられています。少子化社会の子どもたちは、兄弟姉妹やいとこ、近隣の遊び仲間を通じて、年下の子どもの世話をする経験が不足しています。

昨年度、市でも思春期保健事業として中学生を対象に『赤ちゃんふれあい体験教室』を実施し、189人が参加しています。参加した中学生



▲赤ちゃんを抱っこする中学生
「大丈夫！そおーっと、そおーっと」
(昨年度の「赤ちゃんふれあい体験教室」)

☆参加中学生の感想をご紹介します。

あんなに小さくても、抱いたとき温かくて生命を感じた。泣いても、お母さんに抱かれると、すぐに泣きやんだ『さすがお母さん』と感じた。言葉が言えない赤ちゃんでも、泣いたり笑ったりして自分の気持ちを表現することができて、すごいと思った。

〔健康管理課保健師〕